

<理事コラム>

本当に子どもと遺族にとって必要な学校・教育行政の事後対応とは？

—大阪市立の高校での子どもの自殺事案について私が思うこと—

住友 剛（京都精華大学人文学部）

1：学校事故・事件の事後対応について遺族側が求めていること

昨日（2013年2月16日）は、隔月1回神戸で開かれている全国学校事故事件を語る会の例会（小集会）の日。この日の例会には地元兵庫県や大阪府、京都府、岡山県などの近県でなく、埼玉県や愛知県、長崎県、鹿児島県など、本当に日本各地から我が子の直面した学校事故・事件について何か話したいこと、相談したいことのある家族が集まってくる。そのなかには、我が子をいじめ自殺で亡くした方、体罰やいわゆる「指導死」、学校事故などで亡くされた方など、遺族の立場で参加されている方もいる。そして当事者どうしの交流のなかで、たとえば学校や教育行政、私立学校の設置者を相手に「事実経過の説明を求めてもなかなか肝心のことが教えてもらえない」という悩みや、民事訴訟でわかったことなどが語られる。また、各地で最近設置されているいわゆる「第三者委員会」による調査の動向についても、どこがよくて、どこが問題か、遺族の立場から説明が行われる。

私がこの会に参加しはじめたのは、2004年から。当初は年1回の全国集会（大集会）に顔を出すだけだったのだが、2009年からは本格的に会の運営にもかかわるようになった。この2～3年は、毎回の例会にもできるだけ都合をつけて参加し続けている。

教育学研究者としての私は、毎回、この会に参加するなかで、遺族や被害者家族の立場から語られる内容を通じて、日本各地の学校や教育行政、私立学校の設置者が、学校での事故・事件の発生後の対応（事後対応）においてどのようなことを行っているのか、その現状と課題を知ることができる。また、その知り得た現状と課題にもとづいて、具体的にどのような事後対応に関する条件整備が必要かということや、あるいは二度と子どもたちに悲しい出来事が生じないようにするための再発防止策を、この会の参加者の側から考え、文部科学省や各地の教育行政などに提案していく。私は、このような役割を担うことが多い。そして最近、マスメディアを通じて会の取り組みなどを説明する役も付け加わった。

このような活動を通じて見えてきた事後対応の課題、特に学校で子どもが亡くなる事案についての事後対応の課題は、だいたい、次の5点に整理することができる。もちろん、以下の課題は、全国学校事故事件を語る会に参加されている遺族のみなさんの事例の範囲から、私の知りうる限りで整理したものである。

（1）突然、我が子の死に直面した遺族にしてみれば、「我が子の学校生活にいったい何が起きたのか？」ということを知ることが必要不可欠である。なぜなら、そのことなしには、我が子の死を受け止め、遺族自らの生の物語に我が子の死を適切に位置づけていくことがとても難しくなるからである。遺族にとっての「知る権利」の保障は、事後対応において真っ先に重視されてしかるべきことである。

（2）しかしこれまでの事案では、学校、教育行政や私立学校の設置者から遺族には、子

子どもが死に至る事実経過の多くの部分が知らされていない。また、遺族がそれを知ろうと動きだした場合、事実隠しや誹謗中傷などの妨害が行われることも多い。さらに学校側への民事訴訟の提起、関係教員の刑事告訴などを遺族側が行った場合、学校を擁護したり、教員への寛大な措置を求める運動が、地域住民や他の保護者から起こることもある。

なお、誹謗中傷のなかには、遺族だけでなく、亡くなった子どもに関するものも含まれる。命を奪われるという最大の人権侵害に加え、亡くなった子どもの名誉がさらに傷つけられるという事態は、できる限り回避しなければならない。

（3）また、我が子の突然の死に直面することで、遺族にはさまざまな心理的な葛藤、不安、緊張などが生じる。そこに（1）で述べた誹謗中傷や事実隠しが行われたり、学校擁護の運動などが行われると、遺族は地域社会において孤立し、その葛藤や不安、緊張などがさらに高まることになる。これを、遺族たちは「二次被害」と呼んでいる。この「二次被害」によって、遺族のなかには日常生活が困難になる方もおられる。

（4）一方、学校で起きた子どもの死について、遺族への経過説明が十分に行われないうことは、そこで何が起きたのか、事実経過や背景要因などがオープンな形では語られない、検証されないということにもつながる。したがって、学校や教育行政による事実経過や背景要因の検討、その検討結果をふまえた再発防止策の実施は、それを遺族に説明できないのと見合う形で、不十分にしか行われないう。

たとえばいじめ自殺の場合、加害生徒への対応や教職員の連携体制といった課題、体罰や「指導死」事案の場合、加害教員の抱えている諸課題や背景要因、被害を受けた子どもの相談・救済システムなどの課題の検証作業が、不十分な形でしか実施されないことになる。あるいは、「道徳の時間」で「命を大切に学習」を実施するなど、あたりさわりのない、形式的な取り組みだけに終わることになる。その結果、再発防止策の徹底が行われず、類似の事案が各地で繰り返される。

（5）また、事実経過や背景要因の検討が十分に行われず、その内容がオープンな形では語られないということは、当該の学校の在校生やその保護者、教職員、近隣住民などの間で、さまざまな憶測を呼ぶことにつながる。あるいは、ある子どもの突然の死に際して、周囲の在校生が受けたショック等に対する適切なケアが行われないうこと、聴き取りなどの調査活動が行われないうことによって、在校生にもさまざまな不安、葛藤、緊張などが生じることになる。

そのような在校生の状況を見た保護者や近隣住民などが、「あの事件さえなければ」という思いから、亡くなった子どもの遺族への批判・非難を始めることもある。いわば、在校生たちの意見表明や事情聴取の機会が設けられないなど、事後対応のなかで、さまざまな子どもの人権侵害が起きてしまうのである。

2：ほんとうに学校・教育行政などに求められる事後対応とは？

以上のようなおおよその状況を念頭において、学校や教育行政、あるいは私立学校の設置者などに求められる事後対応のあり方を整理すると、だいたい次のA～Eの5点になる

だろうか。

（A）事後対応のあらゆるプロセスにおいて、遺族及び在校生の意向が適切に反映されるようにすること。また、亡くなった子ども及び在校生双方の人権の尊重が重視されるとともに、遺族の知る権利の保障にできる限りの取り組みを行うこと。

（B）まず、学校で子どもが亡くなったら間をおかずに、関係する在校生や教職員すべてから事情を聴くこと。また、アンケートなどを実施して、できる限り状況を把握し、事実経過や背景要因を明らかにすること。そして、その明らかになった事実経過や背景要因を必ず遺族に報告し、未解明の部分や疑問点などがあれば追加の調査を実施すること。

（C）その明らかになった事実経過や背景要因の検討結果にもとづいて、適切な再発防止策を検討し、できるだけ速やかに実施すること。また、その実施にあたっては遺族だけでなく、在校生やその保護者、近隣住民などに対しても、事実経過や背景要因、再発防止策の概要などを適切に説明すること。

（D）これら一連の事後対応を実施する間、在校生が落ち着いた学校生活が営めるように適切なケア・支援を行うこと。また、亡くなった子どもに起きた出来事や自分の抱えている不安・葛藤などについて、事実経過等の調査の場面で十分に在校生が思いを伝えることができるようにすること。

（E）以上のような事後対応が十分に行われるように、教職員の臨時的な加配や臨床心理士・精神科医・弁護士などの専門家の派遣等、できる限り当該の学校を教育行政及び私立学校の設置者は支援すること。また、調査実施などにあたって教育や心理、法律などの専門家による第三者委員会を設置する場合は、教育行政及び私立学校の設置者はその条件整備に全力を挙げるとともに、関係する教職員などに積極的に調査に協力するよう指示すること。

3：大阪市立の高校でおきた子どもの自殺事案への事後対応について

では、2で述べたA～E 5点の「学校や教育行政、あるいは私立学校の設置者などに求められる事後対応のあり方」に即して、このたびの大阪市立の高校で起きた子どもの自殺事案を見た場合、どのようなことが言えるだろうか。これも以下、a～fの6点にまとめて述べておきたい。

（a）橋下徹大阪市長（以後「市長」と略）のリーダーシップによって、亡くなった子どもの遺書などを手がかりに、弁護士中心の外部監察チームと大阪市教育委員会（以後「市教委」と略）が主体となって調査を速やかに実施し、スポーツ部活動中の顧問の体罰や暴言などが背景となって子どもが自殺へと追いつめられた経過が明らかにされたこと。また、その経過が公表され、顧問である教員の懲戒免職処分及び校長の更迭が行われたこと。この点は、過去の学校での子どもの死亡事故・事件のケースと照らしても異例の早さである。

まずは、速やかな事実経過や背景要因の解明が行われず、遺族が事実を知りたいと願っても何も出てこなかった点からすれば、一歩前に進んだ対応といえるのではないかと考える。

(b) ただ、その間に、たとえば当該高校の体育系2学科の募集停止を市長が求め、市教委がそれに応じてこの2学科の募集定員を普通科に振り替えるなどの措置が実施された(日本経済新聞電子版2013年1月22日付け)。また、この措置実施に関する在校生やその保護者、教職員などの意見聴取が十分に行われず、抗議の声もあがっている(日本経済新聞電子版2013年1月31日付け)。さらに新聞報道によると、登下校で罵声を浴びる、自転車を壊されるなど、嫌がらせや誹謗中傷の被害を訴える在校生もいる(MSN産経ニュース2013年2月11日付け)。ちなみに、12月23日に起きた子どもの死にもかかわらず、在校生への支援のために当該高校に臨床心理士が配置されたのは、2月に入ってからのことである(朝日新聞デジタル2013年2月5日付け)。

このような新聞報道から、前述(A)でいう在校生の権利侵害が起きているにもかかわらず、(D)や(E)のような市教委の措置、特に在校生への支援措置が十分に取られていないことが明らかである。その結果、在校生やその保護者が不安や葛藤、いらだちなどを抱えたり、持っていき場のない思いを遺族や亡くなった子どもの側に向けかねない危険性が生じている。このままでは遺族側、在校生とその保護者の側、双方に「二次被害」が生まれるのではないかと考える。

在校生やその保護者が遺族と対立しあう必要性は、何もない。むしろ「学校で亡くなってよい命などない」という観点から、本来であれば互いに手を取り合える立場である。それが事後対応の経過によって対立しあうようになるのであれば、その事態を回避する責任は、市長や市教委にあるのではないかと考える。

なお、市長の募集停止措置要求に対して、体罰で子どもが亡くなるような事態の生じた学校だから致し方がない、緊急措置的なものなどの理由で、一部の有識者がこれを容認する発言を行った。しかし体罰の被害から子どもを守る措置には、当分の間の部活の停止や相談・通報窓口の設置等、募集停止措置のほかにもいろんな方法がありうる。また、募集停止措置を実施するにあたっての在校生やその保護者などからの意見聴取や、彼らに対する市教委や市長側の説明が不十分であれば、そのことに対する異議申立てをすること自体は、在校生とその保護者の側にとって当然のことである。

したがって、なぜそのときに、一部の有識者が市長の方針を容認する発言ができたのか。私としては、これらの有識者側の意識についても、今後、何らかの形での検証が必要ではないかと考える。

(c) また、外部監察チームと市教委が行った調査についても、そもそも地方公務員の服務状況などに関する監察を任務とするチームが主導したせいも、当該顧問の体罰・暴言の事実確認と子どもの自殺との因果関係の認定が報告書の主たる内容である。したがって、(B)でいう背景要因に踏み込んだ考察などは、まだ不十分な形でしか行われていない。

たとえば報告書を見る限りでは、すでに新聞報道などでは、当該顧問の過去の体罰について、大阪市の公益通報制度や市教委などに苦情が寄せられていたと伝えられている。だが、これへの対応についての検証などは、外部監察チームが行っているわけではない。

また、当該顧問が長年にわたってこの学校で部活の指導をするにあたって、どのようないきさつで体罰が用いられ、それが止まることなく継続されてきたのか。亡くなった子どもが気にしていたと言われるスポーツ推薦での大学進学について、当該高校ではどのような対応を行っていたのか。さらには、同校のスポーツ部活の実績が他校との入学者確保面でどのような効果を発揮していたのか。こうした部活で顧問から子どもへの体罰・暴言などが続いてきた背景にある要因については、まだまだ検証作業が十分に行われているとは言い難い。

あらためて考えると、なぜ当初から弁護士主体の外部監察チームによる検証作業にしたのか。また、なぜ弁護士だけでなく、教育や心理、医学、スポーツなどの専門家を交えた第三者委員会による検証にしなかったのか。その点に疑問がある。

(d) その一方で、ここ最近、大阪市のすべての教職員対象の体罰防止研修（講師に元プロ野球選手の桑田真澄さんを招いたとのこと）、当該高校への外部スポーツ指導者の招聘や、スポーツ界の大物指導者をアドバイザーとして派遣することなど、華々しい形で体罰防止研修の実施、スポーツ指導のあり方の見直し案がマスメディアで報道されている。また、その報道が相次いだ時期は、当該顧問の懲戒処分の公表時期の前後である。さらに、その公表時期は、当該高校の前期日程の募集開始の時期にも重なる。その一方で、市教委への外部監察チームからの報告書の提出日付は、1月31日である。ということは、外部監察チームからの報告を受けた後、「学校再生」をアピールするために、数日間のうちに市教委及び市長がさまざまな形で策を練って、このような発表を行ったとも考えられる。

しかし、前述(c)のとおり、不十分な検証作業から生まれる再発防止策は、実効性に乏しいものになるのではないか。このことは(4)でも指摘したとおりである。

たとえば「有名なバレーボールの監督をアドバイザーに招く」という市教委の措置は、いったい、当該高校のスポーツ部活のあり方の見直しの方針と、どのように関係するのだろうか。「体罰を一切用いない部活指導」を目指すのであれば、そのような指導のあり方を長年追究してきたスポーツ研究者・指導者などを招聘する道もあったはずである。

やはり、いくら華々しく学校の再生を訴えようとしても、それが地道な検証作業とその結果に裏打ちされていなければ、その学校に根付いた再生策は実施されないのではなかろうか。その点で、上述の取り組みには実効性の面から疑問を抱いている。

(e) さらに、過去にくり返し、市長は体罰容認の立場から発言をしてきた。

今もなお、市長は1月14日の成人式において「クラブ活動で手をあげる指導を一切禁止する」といいつつ（朝日新聞デジタル2013年1月14日付け）、生活指導の現場での体罰については「ある程度の有形力の行使を認めるか、それとも一切禁止の代わりに生徒を出席停止にするのか、どちらかの方向性に行かないといけない」（MSN産経ニュース2013年1月31日付け）とも述べている。あるいは、市長は学校で暴力をふるう子どもに関して、「やってきた子どもに対して、「やられるというのはこういう痛さだ」と体験させておかないと過剰な暴力になってしまう。「何でもかんでも教師の暴力は全部だめ、体罰だ」ということになるから、子どもが限界がわからないということになる。自分が痛さがわかれば相手方に対しての歯止めになる」（第2回大阪市教育振興基本計画策定有識者会議での発言、2012

年10月2日）というなど、さまざまな形で「有形力の行使」に関する指針の整備を市教委側に求めてきた経過がある。

このような一連の市長発言に表れているのは、やはり、自分たちにとって都合の悪い子どもはなんとしてでも懲らしめたい、そのためには実力を行使したいという意識ではなからうか。また、このような市長発言からは、子どもたちの側から自分たちおとながどう見られているのかということや、「暴れる」「反抗する」といった行為を通して子どもが何を訴えようとしているのかを見つめていくという視点の不在を感じ取ってしまう。実はこれこそ、体罰容認につながる危険な意識の存在、視点の不在を示すものではないか。

一方、このような市長の意向を反映しているのか、先述の外部監察チームの報告書では、当該顧問の体罰を「非行行為に対する生活指導」とは異なるということから「暴力行為」と呼んだうえで、亡くなった子どもの「自殺の要因の一つ」と指摘したと伝えられている（朝日新聞デジタル2013年2月11日付け）。この報告書のように、子どもを死に追いつめるような体罰をあえて「暴力行為」と言い換えることは、一連の市長発言のように「ある程度の有形力の行使」として体罰を容認する道を残すのではないか。

はたして市長及び市教委、外部監察チームには、学校から体罰を一掃するために、あらゆる努力をする意志があるのだろうか。また、市長や市教委、外部監察チームには、教員に殴られる子どもの側の痛みや、学校で暴れざるをえない子どものつらさが理解できているのだろうか。この点でも、調査の結果をふまえて当該顧問の懲戒処分を実施したとはいえ、その背景にはまだ体罰容認という意識が残り続けているのではないかと、疑問を抱く。

(f) 以上のa～eのことをふまえて考えるならば、当該高校で起きた子どもの死に対する市長や市教委によるこの間の一連の事後対応は、対外的に華々しく「首長のリーダーシップで事態収拾」を印象付ける効果はあるかもしれない。おそらく、先述(b)の一部有識者のコメントなどは、そのような印象に引きつけられてのものではなからうか。

だが、この間の一連の事後対応は、在校生やその保護者に対する配慮が十分になされたものとはいえない。また、華々しく再発防止策などをアピールするほどには、地道な検証作業とその結果に裏打ちされていない以上、実効性に乏しいのではないか。だとすれば、当面は体罰などの問題は起きないかもしれないが、潜在的には学校のどこかに問題の種がくすぶり続けるように思われてならない。

だから、今からでも遅くない。市長・市教委が全面的にバックアップする形で、外部監察チームとは別に新たに第三者委員会を立ち上げ、教育・スポーツや心理、医学、法律などの多様な分野の専門家による検証作業をやりなおしてほしい。また、その第三者委員会の検証作業を通じて、本当に当該高校が体罰のない学校として再出発していけるように、在校生たちの声をていねいに聴き取り、子どもたちの意向を反映させる形で、教職員の今後の取り組みの具体的な指針となるものを提示してほしい。そのことを切に願う。

そうでなければ、在校生やその保護者たちへの「二次被害」は、そう簡単にはおさまらない。また、そこが収まらない限り、在校生やその保護者たちの行き場のない感情が遺族に向かい、パッシングなども起きて、やはり遺族も「二次被害」を受けてしまう危険性がある。市長や市教委については、このことを、この場をお借りしてお願いしておく。

以上